



令和4年3月
中小企業庁

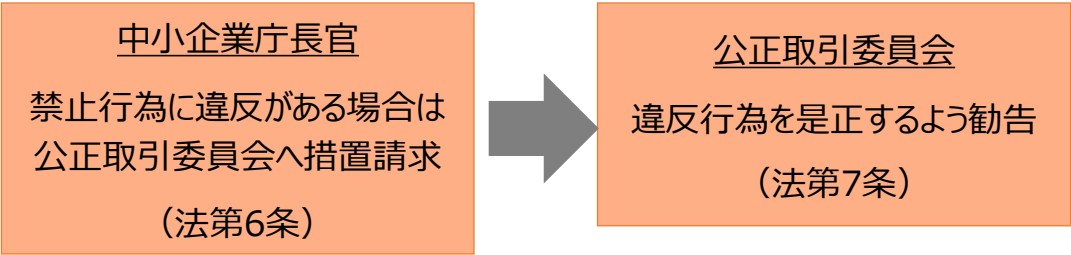
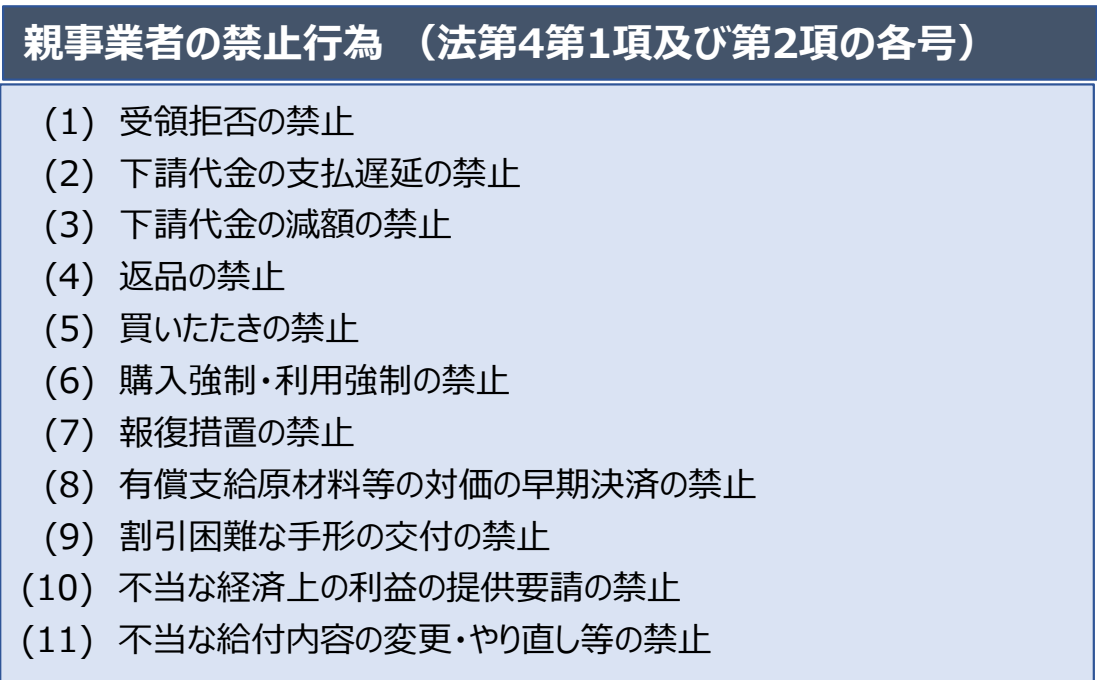
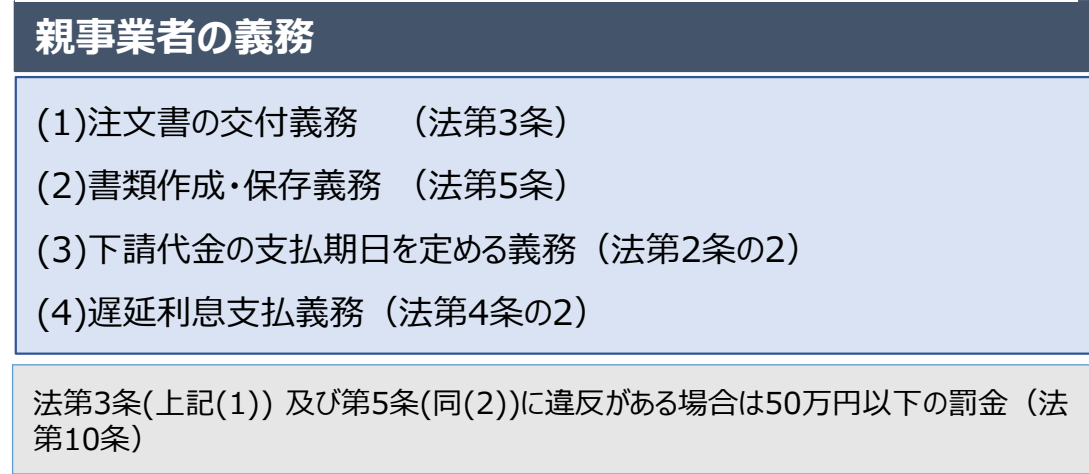
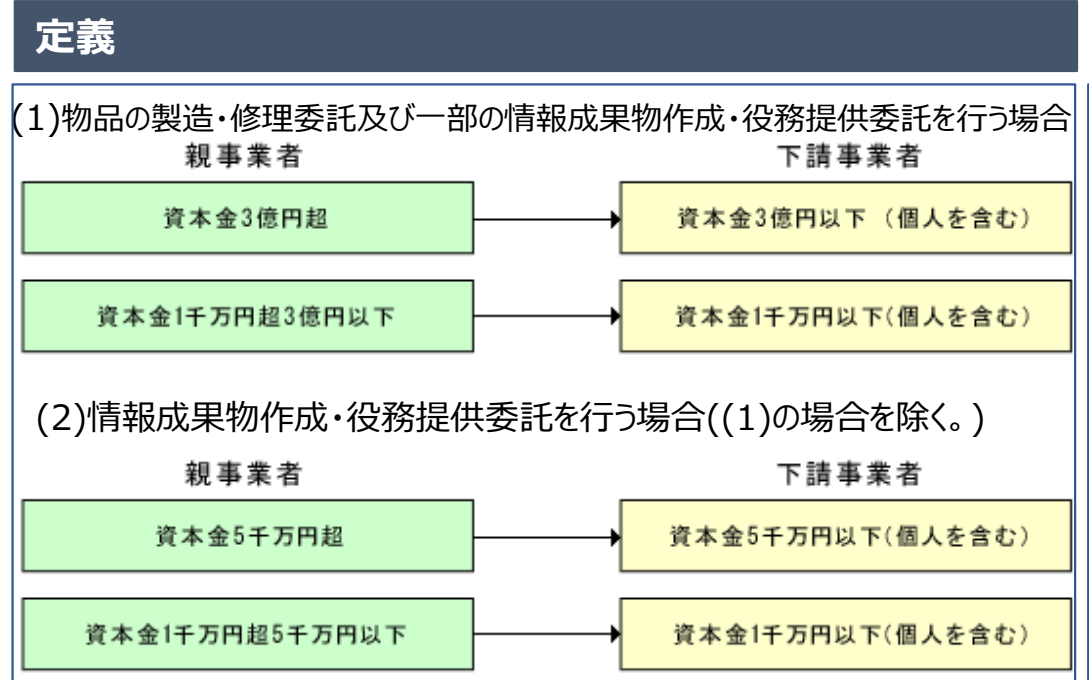
目次

1. 下請関連法制の概要	2
2. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について	7
3. 下請Gメンヒアリングについて	11
4. 転嫁円滑化パッケージ等について	13
5. パートナリシツプ構築宣言について	19
6. 価格交渉促進月間(令和3年9月)のフォローアップ調査について	21
7. 下請かけこみ寺(相談窓口)	30
8. 中小企業の受注機会確保に向けた取組について	35
9. 消費税転化対策	40
10. 予算事業について	42

1. 下請関連法制の概要

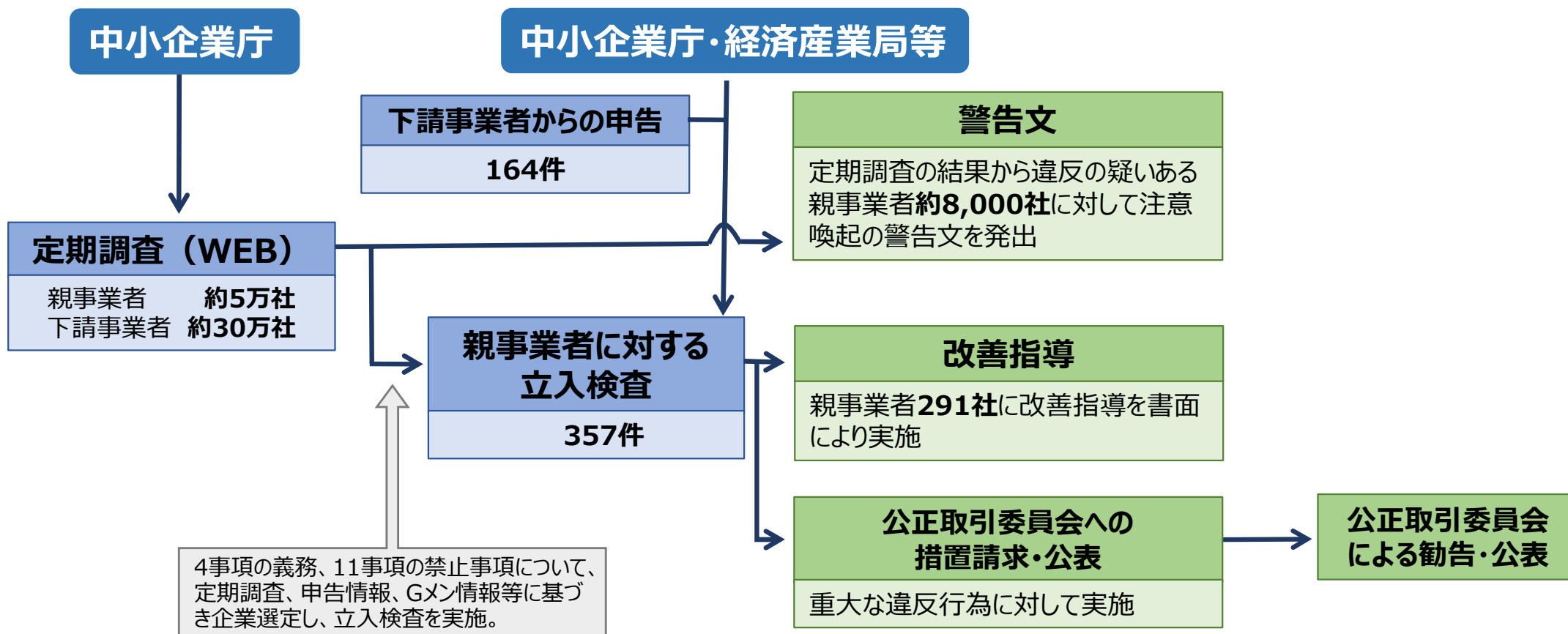
1-1. 下請代金支払遅延等防止法について

- 下請法は、①下請取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と②資本金又は出資総額の規模によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定



1-2. 下請代金支払遅延等防止法の運用

- 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めることが必要。
- このため、下請法で①**報告徴収権**及び②**立入検査権**を付与。



(件数はいずれも令和2年度実績)

1-3.下請中小企業振興法の概要

法律の概要

目的

- 親事業者の協力のもと、下請中小企業の体質を根本的に改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育て上げる

位置づけ

- 下請中小企業の経営基盤強化を促進するために制定（支援法）

主な内容

- 「振興事業計画」、「特定下請連携事業計画」という計画類型を設け、金融支援等を措置

とりうる措置

- 「振興基準」に基づき、主務大臣の指導・助言を行うことが可能
- 「振興基準」は、時々々の政策課題に応じて柔軟に定めることが可能だが、「振興基準」には強制力がない

対象者

親事業者

- 資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、物品の製造等の行為を継続して委託する者

下請事業者

- 資本金等が自己より大きいものから継続して委託を受けて、物品の製造等の行為を行う中小企業者

（参考）先の通常国会での改正の概要

○取引適正化に向けた対応を強化し、大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を構築するため、以下の措置を講じる。

- ① ■ **他者に提供する情報成果物・サービスを構成するサービスの委託等**を対象とする
- ② ■ 振興事業計画の**申請要件の緩和**
- ③ ■ 発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設
- ④ ■ 下請Gメンヒアリング等の調査の明示

1-4. 下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

3. 情報化等への積極的対応

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善を行う。
- 中小企業共通EDIなどによる電子受発注を行う。
- 電子的な決済等を行う。

4（１）． 対価の決定方法等の改善

- 取引対価は、原材料費、労務費等を考慮した合理的な算定方法に基づき、下請中小企業の適正な利益を含むよう、十分協議して決定する。
- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。
- 客観的な経済合理性や十分な協議手続を欠く原価低減要請を行わない。
- 下請事業者による定期的な価格交渉の申出があった場合には、これに応じること。

4（４）． 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。協議の際、親事業者は、手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示す。
- 手形等の支払は60日以内とするよう努める。

4（５）． 型取引の適正化

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。
- 親事業者は、型の保管費用及び廃棄に関する費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。

4（６）． 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

6（４）． 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知し、親事業者は、下請事業者負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める。

8（３）． フリーランスとの取引

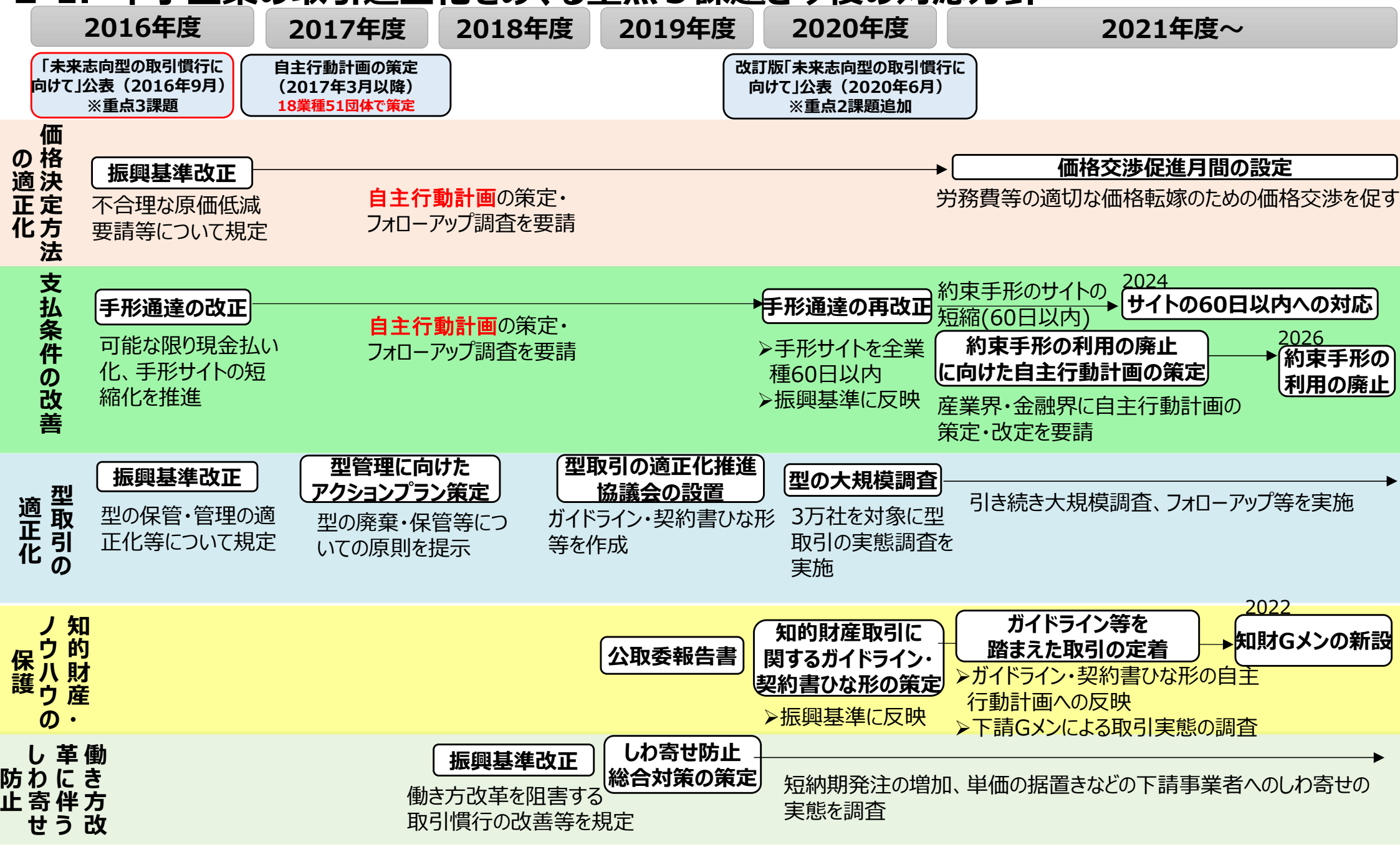
- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行うこと。

8（８）． 知的財産の取扱い

- 知的財産の取引の適正化のため、知的財産取引に関する「ガイドライン」や同付属資料「契約書ひな形」に基づいて取引を行う。
- 取引対価の決定の際、物品等や技術に係る知的財産権の帰属及びその対価についても十分に考慮すること。

2.「未来志向型の取引慣行に向けて」について

2-1. 中小企業の取引適正化をめぐる重点5課題と今後の対応方針



○重点5課題等の遵守に取り組むこと等を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進

○令和4年2月現在、宣言企業数約6,000社。引き続き拡大を目指すとともに、宣言内容が現場に浸透していくよう普及・啓発を実施。

2-2.下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和4年2月時点）

● 下請ガイドラインは現在19業種策定、自主行動計画は現在18業種51団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

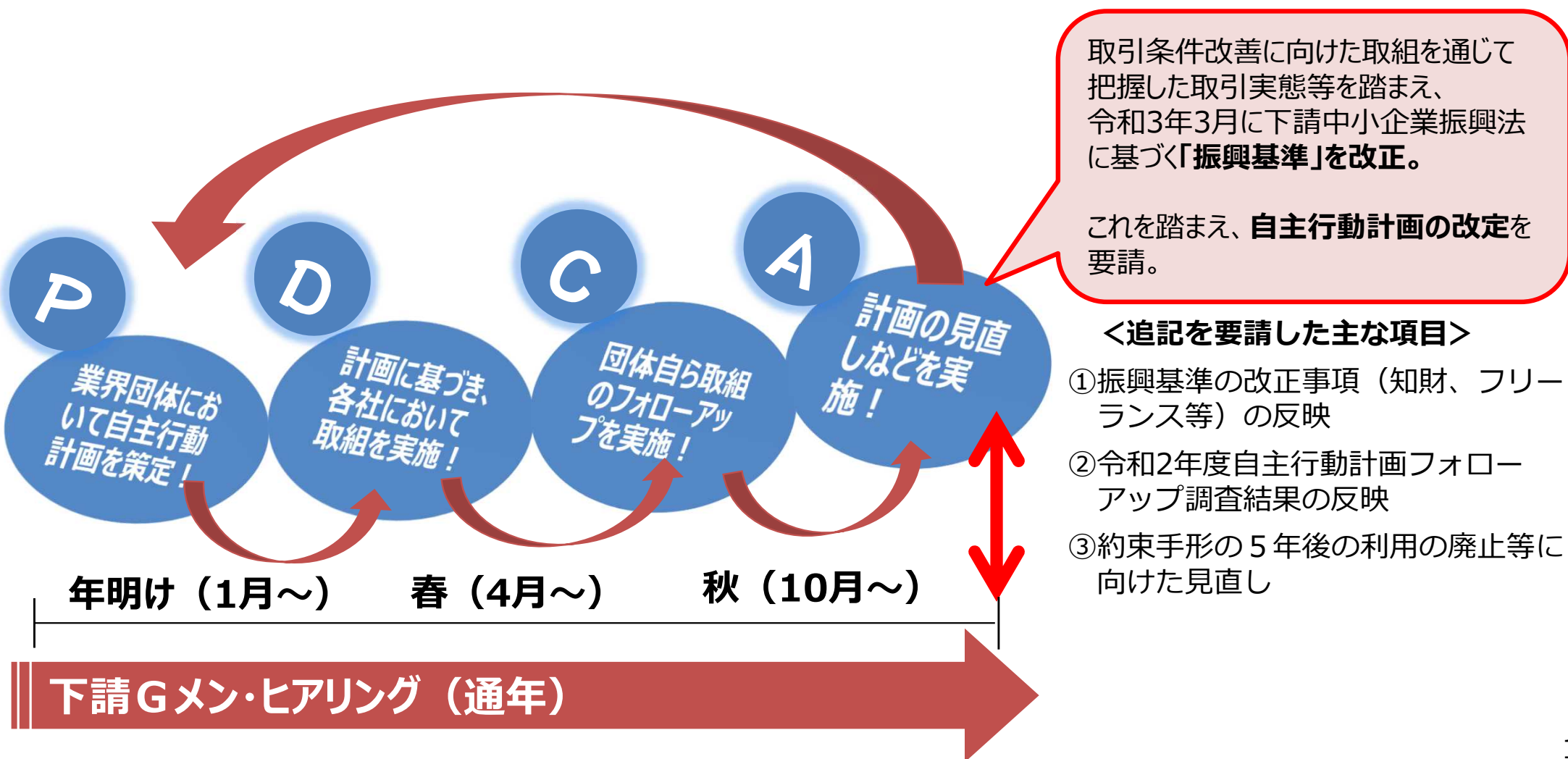
業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	食品製造業	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～ 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～
水産	水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
水産	養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（8団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会
機械製造業		日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会　全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会　全国スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会　日本チェーンドラッグストア協会 日本ボランティアチェーン協会　日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本アルミニウム協会 日本鉄鋼連盟 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会
商社		日本貿易会

2-3. 更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

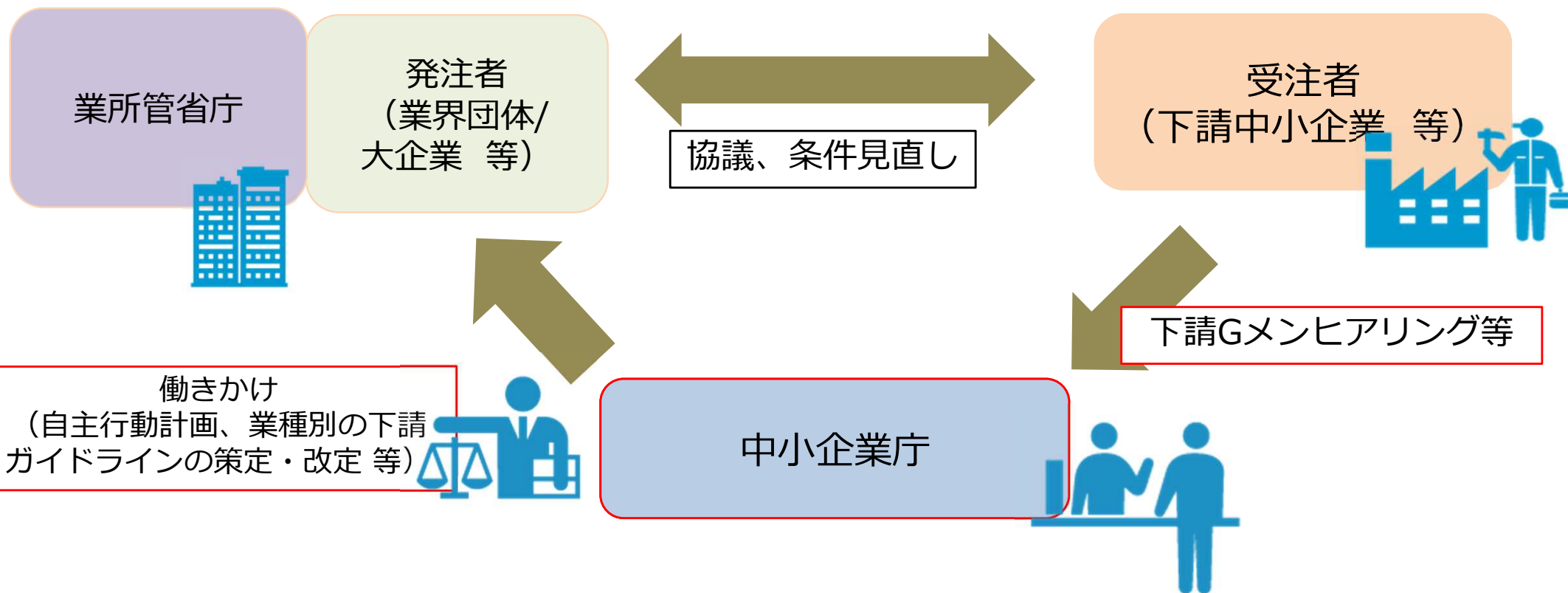
- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



3. 下請Gメンヒアリングについて

3. 下請Gメンヒアリングについて

- 平成29年から取引調査員（下請Gメン）を配置（令和4年度からは120名から248名に倍増）。全国の下請中小企業を訪問してヒアリングを実施。
- 下請Gメンによる中小企業へのヒアリングを通じ、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例や問題事例、価格交渉の実態等について生声を収集し、下記の働きかけ等に活用。
 - ①業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による自主行動計画の策定・改訂に向けた働きかけ
 - ②価格交渉等の取引実態を踏まえた施策の立案や業界団体等への改善に向けた働きかけ
 - ③下請代金法に基づく取締りの端緒情報等に活用 等



4. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ (令和3年12月27日 パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議)

■

取引適正化に向けた5つの取組について (令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

■

中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について (令和4年2月22日 第3回中小企業等の活力向上に関するWG)

4-1. 転嫁円滑化パッケージのポイント

- 令和3年12月27日に官邸で開催された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、適切な価格転嫁に向けた政策パッケージが公表された。

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設（※内閣官房を中心に対応）

→他省庁の取組も含め、毎年1月から3月を「集中取組期間」と定め、政府を挙げて取組を実施。

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

（1）価格転嫁円滑化スキームの創設（※公正取引委員会と連携して対応）

→「価格転嫁に関する関係省庁連絡会議」を設置し、「買ったたき」等の違反行為について、事業所管省庁や、「情報提供フォーム」経由での下請事業者からの情報提供を受付。

→今年度末までの取組について、来年6月までに報告書を取りまとめ、公表。違反の多い業種には自主点検を要請。さらに、毎年3業種ずつ対象を定めて、重点的な立入検査を行う。

（2）独禁法・優越的地位濫用の指針の策定分野を拡充（※公正取引委員会が対応）

（3）独禁法・優越的地位濫用についての調査（※公正取引委員会が対応）

（4）下請代金法上の「買ったたき」に対する対応（※公正取引委員会と連携して対応）

→親事業者への立入調査の件数を増やす。また、違反行為の再発防止が不十分な事業者には、取締役会決議を経た改善報告書の提出を求める。

（5）下請中小企業振興法に基づく対応

→各種相談窓口（下請かけこみ寺等）における相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施し、その結果を公表。

（6）取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大

→食品製造・小売事業者間のガイドラインを新たに策定する他、下請Gメンによる調査結果に基づき、策定業種を拡大。

4. 公共調達における労務費等の上昇への対応（※デジタル庁 等と連携して対応）

→情報システムやビルメンテナンス等の公共調達において、公共工事設計労務単価制度を参考に、コスト上昇分を反映した調達価格になるよう、標準単価を設定し、賃金の適正化に向け取り組む。

5. 公共工事品質確保法の対応（※国土交通省が対応）

6. 景品表示法の対応（※消費者庁が対応）

7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処（※公正取引委員会が対応）

8. パートナーシップ宣言の拡大・実効性強化

（1）宣言企業の取組の見える化

→宣言企業全社に書面調査を実施し、各社の取組をフォローアップ。

（2）宣言企業の申請に対する補助金における加点

→経産省で実施している補助金の加点措置について、対象範囲を他省庁の補助金に拡大を検討。

※ 更に、今後、公共調達における加点についても、全省での実施（経産省分含む）を目指して財務省と調整していく。現段階において「宣言した内容の達成状況を、調達担当者が客観的に判断できる仕組みを構築し、実効性を担保する必要」等の指摘あり。

（3）コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ

→コーポレートガバナンスの実現に資する実務指針において、パートナーシップ構築宣言が望ましい取組であることを明示。

※ 実務指針に記載することにより、パートナーシップ構築宣言が促されるとともに、企業の取組状況を取締役会が監督することを通じて、宣言の実効性向上につながる事が期待される。

9. 関係機関の体制強化

→120名の下請Gメンを来年度から倍増し、年間 1 万件以上の中小企業の現場の声を聴取。
（他に公正取引委員会に独禁法優越的地位濫用調査室の設置、厚労省の労働基準監督機関の体制強化等）

10. 今後の課題（※公正取引委員会が対応）

→「優越的地位濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越的地位濫用ガイドライン）の改正の検討

4-2. 取引適正化に向けた5つの取組 (令和4年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、
下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」(昨年末取りまとめ)の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**5つの取組**を実施していく。

◆ 年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

1. 価格交渉のより一層の促進

- **下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施**（2月中に順次実施）
 - 令和3年9月に実施した価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施。
- **価格交渉促進月間の3月の実施**（3月に実施し、4月にフォローアップを実施）
 - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い3月にも**価格交渉促進月間を実施**。
- **下請振興法の振興基準を改正**（年度内を想定）
 - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

2. パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て、及び②**下請取引企業に対するアンケート調査の実施**
 - ①は**年度内に取り纏めて公表**し、宣言内容の**調達現場への浸透**を促す。②は**評価結果を公表・周知**(2021年調査結果は本日公表(P5))
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

3. 下請取引の監督強化

- **下請Gメンの体制強化**（4月から倍増予定）
 - 下請Gメンを来年度倍増。また、**アドバイス機能の強化**（支援機関や補助金等の紹介）や**AI等による取締りの効率化**も検討。
- **商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化**（年度内から実施）
 - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- **業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等**（順次実施）
 - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、拡充・改定を随時実施。

◆ 前頁に加えて、新たに下記の事項にも取り組む。

4. 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- 「知財Gメン」の新設（今年度内にヒアリングを開始）
 - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「知財取引アドバイザリーボード」の設置（今年度内にも立ち上げ）
 - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- 商工会議所、INPIT（工業所有権情報・研修館）等の関係機関との連携の強化（年度内から実施）

5. 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請（2月中に各省に依頼）
 - 利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の検討を依頼し、その反映を要請。
 - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない課題の洗い出しなどを実施。中小企業庁において課題を整理し、それらの課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込むよう要請。
- 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討（2月中に金融業界に検討を依頼）
 - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。

4-3. 中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について (令和4年2月22日 第3回中小企業等の活力向上に関するWG)

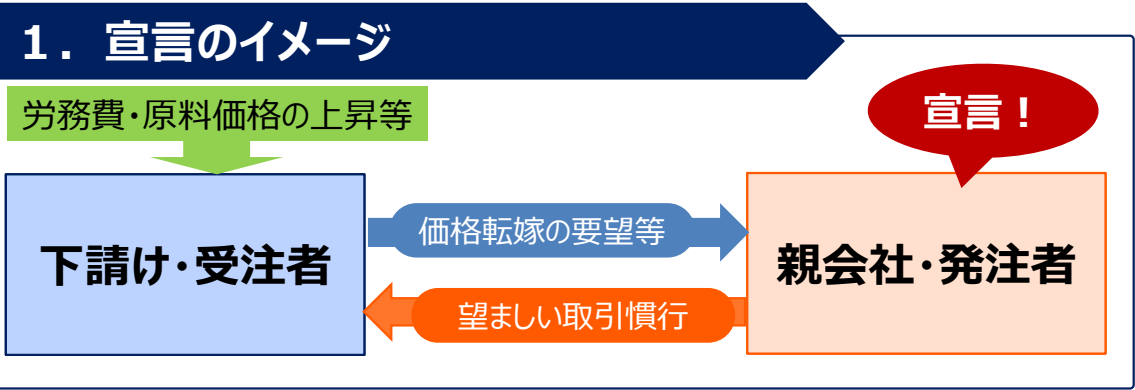
- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するため、**親企業との取引条件の改善や、中小企業自らの生産性向上**が極めて重要。
- 加えて、12月27日に策定された「**転嫁円滑化施策パッケージ**」や、それを踏まえて2月10日のパートナーシップ構築推進会議で打ち出された「**取引適正化に向けた5つの取組**」の実現に向けた取組も必要。
- このため、取引環境改善に向け、各業界団体が策定する「**自主行動計画**」の改定、価格交渉促進月間の更なる浸透、電子受発注システム普及拡大による生産性向上等を進める。

	現状・課題	今後の取組方針
自主行動計画の改定	● 現在、18業種51団体の業界団体において、取引適正化に向けた自主行動計画を策定済み。 ● 昨年の夏を目途に、2026年の約束手形の利用廃止等を目指した自主行動計画の策定・改定を要請し、51団体全てにおいて、策定・改定を実施済（同年8月に開催した本WGにおいてフォローアップを実施）であるが、今後、約束手形の利用の廃止の道筋の具体化が必要。 ● また、昨年末の「転嫁円滑化パッケージ」の策定を受け、労務費等の価格転嫁の円滑化や、パートナーシップ構築宣言の拡大が必要。 （参考：パートナーシップ構築宣言について） ・取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するもの（6000社超が宣言済）。大企業の宣言企業数拡大や実効性の強化が課題。	取引適正化に向けた取組を更に進めるため、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定を踏まえつつ、自主行動計画に下記の内容を盛り込む形で今夏を目処に改定いただくよう、事業所管省庁から業界団体に協力を要請。 ①約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定すること ※ 1 各業界団体において、約束手形の利用廃止を目指すにあたって課題となる異業種の取引先との間の慣行など、業種をまたいだ課題の抽出を行い、春頃までに中小企業庁に共有。また、中小企業庁において、各業界から寄せられた課題を整理し、各業界団体にフィードバック。各業界団体において、それらの課題に対する対応も自主行動計画の改定に盛り込む。 ※ 2 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。 ②各業界団体の会員企業（特に資本金3億円超の大企業）は、「パートナーシップ構築宣言」を行うこととすること、又は各業界団体から会員企業に対して「パートナーシップ構築宣言」の実施を促すための取組を具体化すること。 ③価格交渉促進月間に合わせ、各業界団体の会員企業は、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁に積極的に応じること、又は価格協議に応じること。 上記の改定状況について、本WG次回会合（今秋目処開催予定）においてフォローアップを実施。
価格交渉促進月間	● 発注側企業から一方的な原価低減要請が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態が存在。 ● そのため、昨年9月を価格交渉促進月間とし、労務費や原材料費等の上昇分について、価格交渉によって下請価格への適切な反映がなされるよう、各種取組を実施。 ● 月間終了後に実施したフォローアップ調査（4万社へのアンケート調査、2千社への下請Gメンヒアリング）に基づき、本年2月の「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の場において、業種別のスコアリングを公表するとともに、個別企業に対し、下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）を実施する旨、経済産業大臣から公表。 ● 今後も取組を継続し、価格交渉を定着させ、価格転嫁を実現することが重要。	フォローアップ調査より、9月に加えて、3月にも価格交渉を行うという企業が多かったことなどから、本年3月も「価格交渉促進月間」として設定。年に2回、価格交渉促進月間を設定することで、価格交渉の浸透・定着を図る。 3月の月間の実施にあたっては、以下の取組を実施し、業界を巻き込んだ取組としていく。 ○ 月間終了後（4月～）にフォローアップ調査（受注側企業に対し、前回調査を上回る15万社へのアンケート調査、2千社への下請Gメンヒアリング）を引き続き実施。 ○ フォローアップ調査に基づき、価格交渉・価格転嫁の状況に関する業種別のスコアリングを公表するとともに、個別企業に対し、下請中小企業振興法に基づく助言（注意喚起）を引き続き実施。前回の価格交渉促進月間に続き、連続して問題が抽出された企業については、同法に基づく指導の実施も検討。 ※ 上記の助言及び指導については、中小企業庁は対象企業・バックデータ等を整理した上で、各事業所管大臣に事業者に対する助言・指導文書の発出を要請（従前のとおり、事業所管省庁独自の判断で助言・指導を行うことを妨げるものではない）。
電子受発注システム	● 2023年を目途に電子受発注システム導入率約5割を目指すことになっている。 ● 各業界の業界団体等においては、中小企業の会員が少なく、中小企業の取引実態等について把握ができないといった課題が存在。 ● 中小企業に対する電子受発注システムの導入意義の周知や導入費用への支援が重要。 （参考）中小企業へのアンケート調査「令和3年度取引条件改善状況調査」の結果を踏まえると、電子受発注システム導入率は、受注側で48.5%、発注側で40.9%。	電子受発注システム導入に向けた現状・課題を踏まえ、資料6の「電子受発注システム導入率向上に向けたロードマップ」に沿って、以下に取り組んでいく。 ◆ 来年度初からデジタル化診断、来年度の取引条件改善状況調査等のアンケート調査による電子受発注システム導入率をKPIとして測定 ◆ 中小企業に電子受発注システムの導入等の必要性の気付きを促すためのデジタル化診断事業の実施 ◆ 電子受発注システム等の導入に限定し、補助率引き上げ、補助対象拡大等の優遇措置が講じられたIT導入補助金特別枠の活用促進 ◆ 業界別に電子受発注システム導入ツールの特定・開発 ◆ 業界を越えた接続を可能とする産業データ連携基盤の実証事業の実施

5. パートナーシップ構築宣言について

5. 「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（2020年5月）において、導入を決定。
- 成長戦略実行計画（閣議決定）において「本年度中に2,000社の宣言」を目標を掲げており、2021年10月に目標を達成。2月28日時点で6,000社超の企業が宣言。（うち大手企業数(3億円超)の割合は1割程度）



3. 宣言を行うメリット

1. ロゴマークを利用可能

2. 補助金の加算
(ものづくり補助金、事業再構築補助金、省エネ補助金等)

＜ロゴマーク＞

2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議
- ✓ 【共同議長】経産大臣、経済再生担当大臣
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）、日商、経団連、連合
 - ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月に開催。
 - ✓ 第3回は2022年2月10日に実施し、経産大臣から宣言に関する現状と今後の取組について説明した他、「取引適正化に向けた5つの取組」を実施することを発表。



6. 価格交渉促進月間(令和3年9月)の フォローアップ調査について

6-1. 調査実施概要

- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが取引価格に適切に反映されることを促すため、9月「価格交渉促進月間」とし、広報や講習会、業界への働きかけ等を通じて、発注側企業に対して価格交渉に応じることを促進。
- 上記取組の成果を確認するため、事後的にアンケート及び下請Gメンによるフォローアップ調査を実施。

①アンケート調査

○調査対象

自主行動計画策定団体の会員企業やパートナーシップ構築宣言企業の一次取引先企業から、それぞれ最大親事業者3社との価格交渉に関する情報を聴取。調査対象の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合と整合（B2C取引が中心の業種を除く）。

- 発送企業数 4万社
- 調査期間 10月15日～11月12日
- 回収件数 6,380件（+フリーランス97件）
- 発注側企業情報数 17,324件
- 回収率 15.9%

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮し、過去ヒアリングを実施した事業者等から対象先を選定。

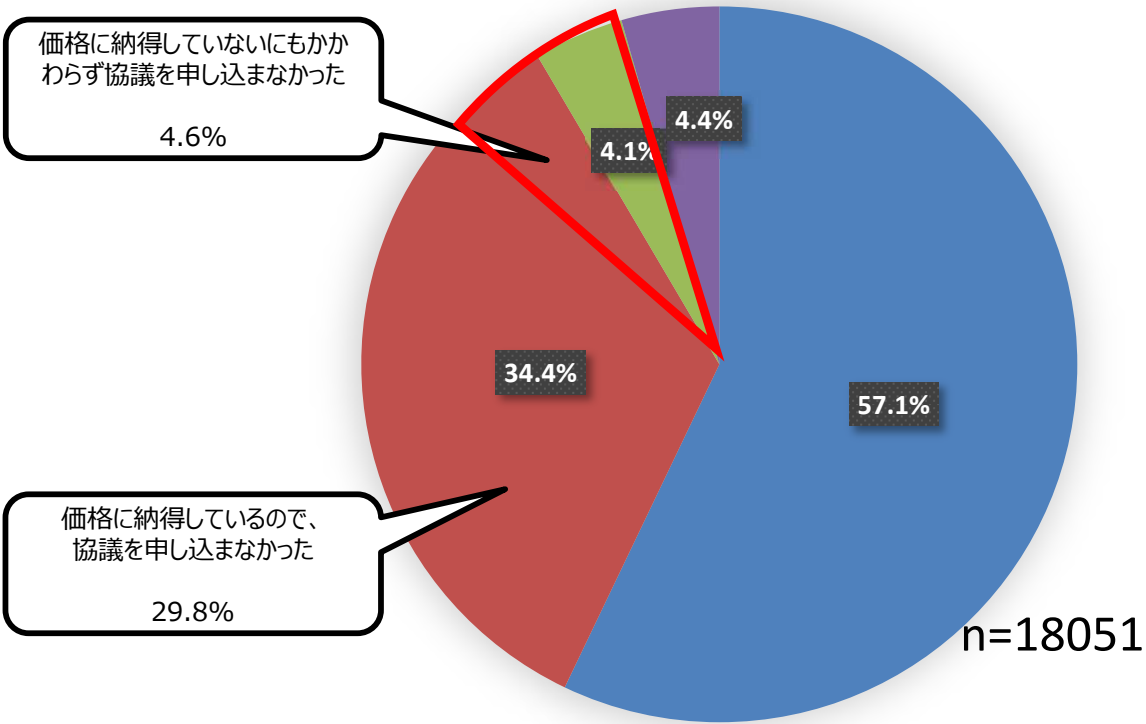
過去のヒアリングにおいて、慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や発注企業との間で十分な価格交渉が行われていない状況等がみられた事業者を優先して選定。

- 調査期間 令和3年10月1日～10月29日
- 調査方法 電話調査
- ヒアリング件数 約2064社

6-2. 直近 1 年間の価格交渉の協議

「協議に応じてもらえた」と回答するは最も高いが、「協議に応じてもらえなかった」や「価格に納得していないが協議を申し込まなかった」との回答も一定割合存在。親企業が価格交渉に応じるような環境整備が課題。

問.直近 1 年における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、ご回答ください。

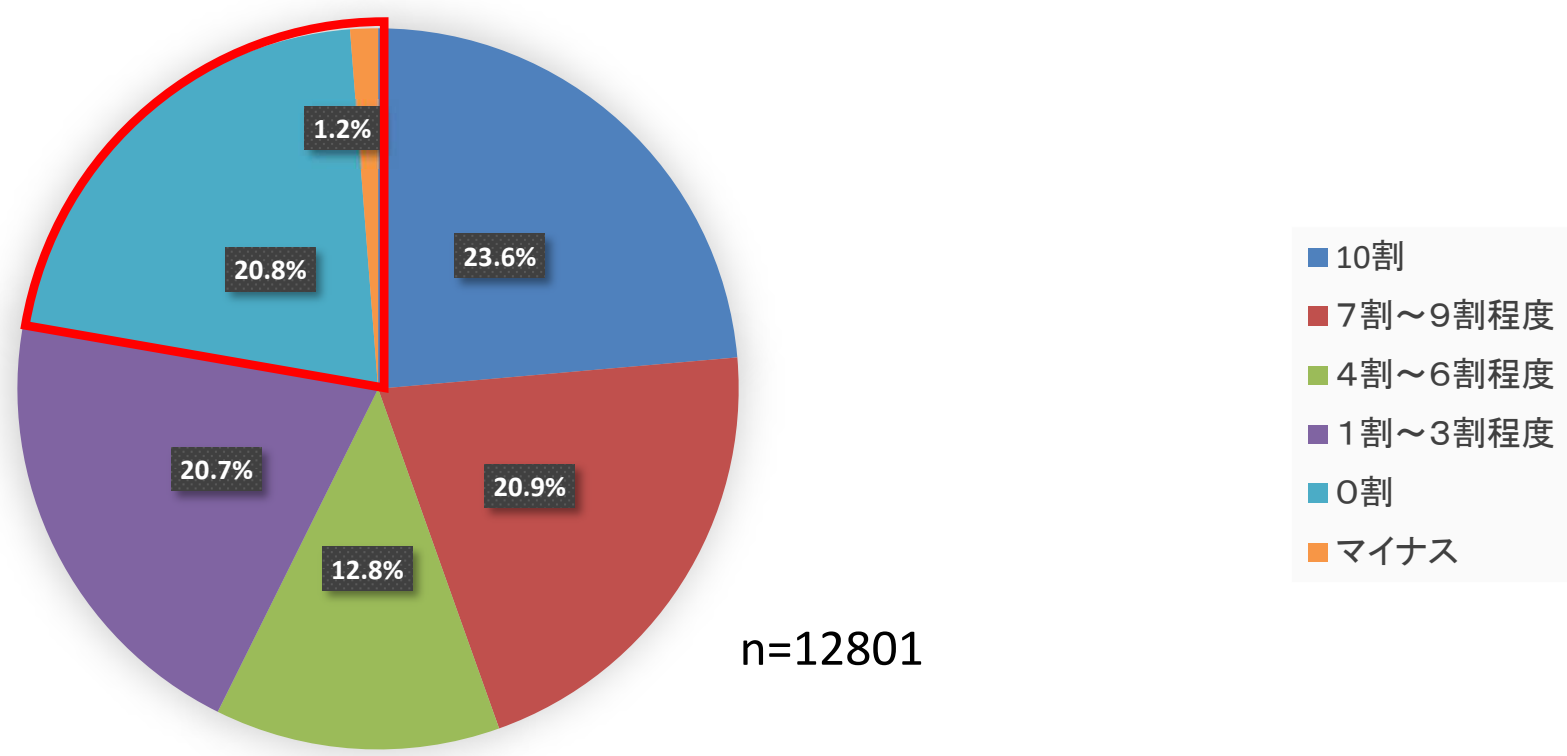


- 発注側企業に協議を申し込み、話し合いに応じてもらえた（協議の結果、価格が変更されなかった場合も含む）
- 発注側企業に協議を申し込まなかった
- 発注側企業に協議の申し込みを行ったが、応じてもらえなかった
- 発注側企業から協議を申し込まれた（協議に至らない一方的な通知は除く）

6-3. 直近 1 年間のコスト上昇分のうち価格に転嫁できた割合

7割～10割の価格転嫁を実現したとの回答が最も多いが、転嫁できなかった事業者が2割程度存在。価格転嫁を実現する環境整備も課題。

問.直近 1 年間のコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

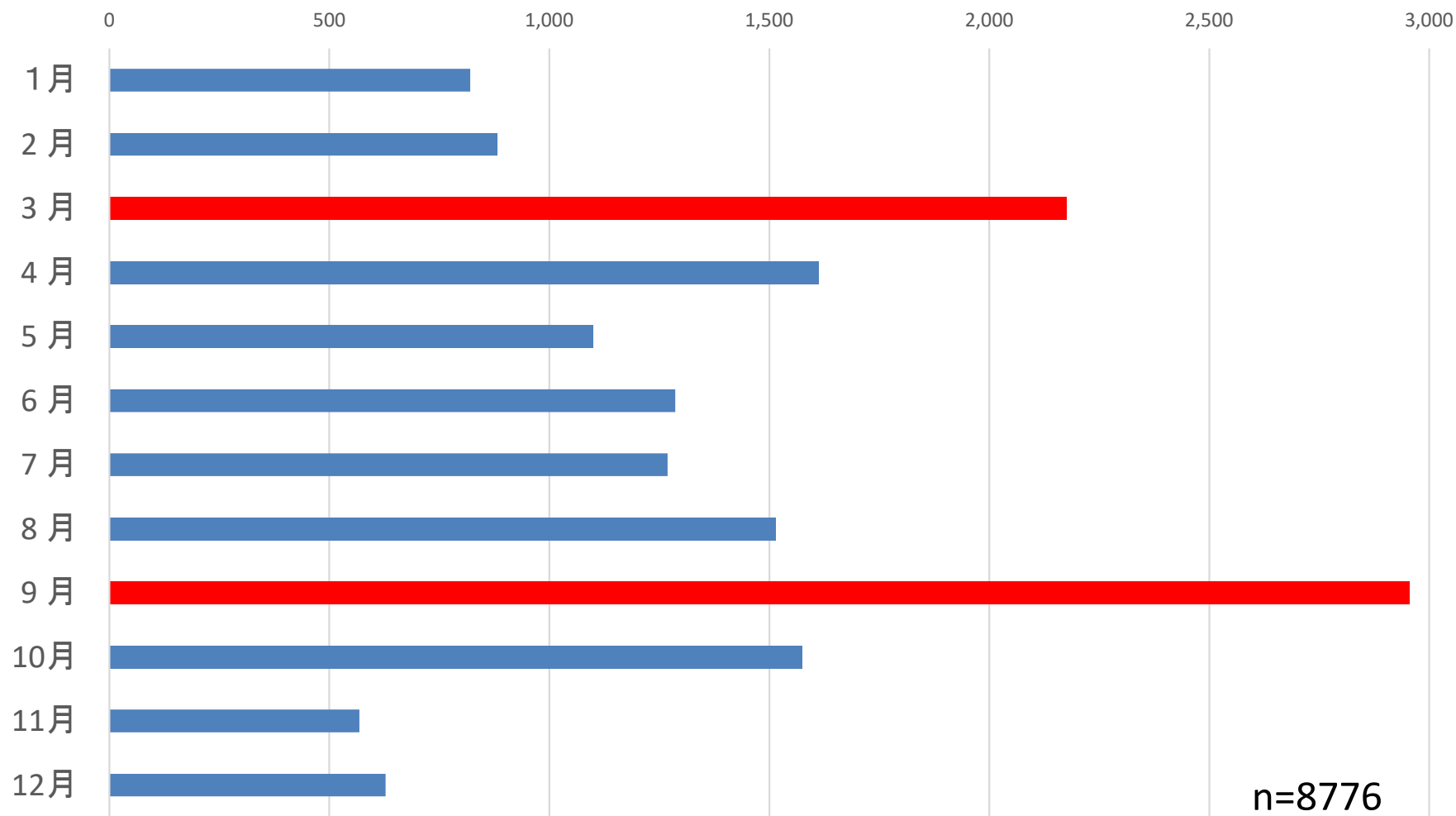


※①価格交渉の協議に応じてもらえなかった場合、②価格に納得していないにもかかわらず協議を申し込まなかった場合、は便宜上0割とカウント。
※コストが上昇したにもかかわらず、逆に減額された場合は、マイナスとカウント。

6-4. 価格交渉の時期

価格交渉の時期は、9月と3月が多い。

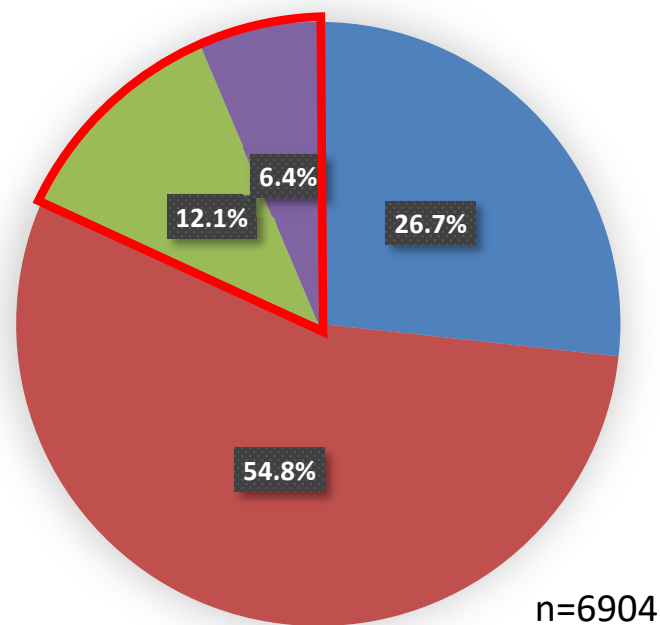
問.直近 1 年間でいつ価格交渉の協議を申込みましたか/行いましたか



6-5. 転嫁できなかった部分に関する説明の有無

「納得できる説明があった」との回答が8割以上に上る一方で、納得できる説明を受けていない事業者が2割程度存在。

問.コスト上昇分のうち転嫁できなかった部分があることについて、発注側企業から理由の説明がありましたか。

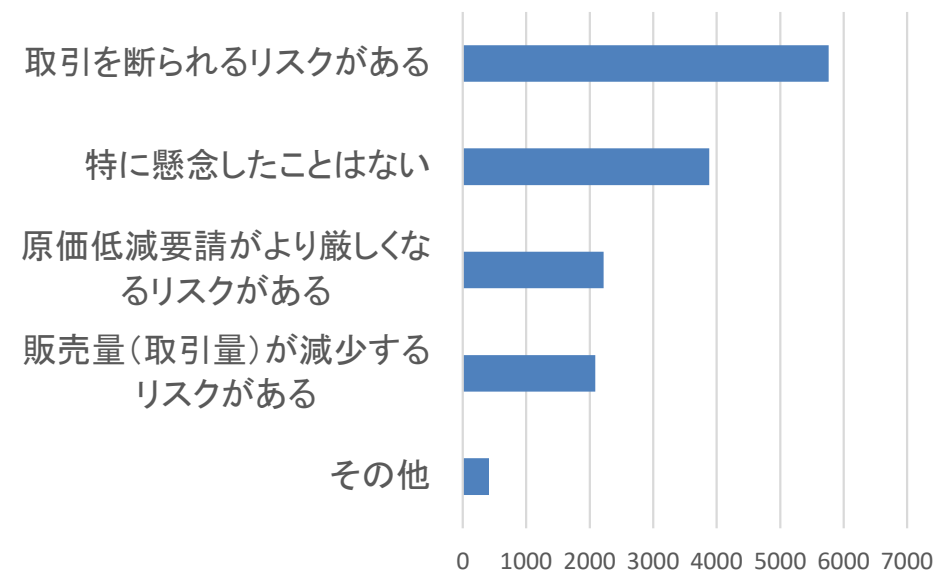


- 十分納得できる説明があった
- ある程度納得できる説明があった
- 納得できないが説明はあった
- 説明はなかった

価格交渉において懸念したこと

「取引が断られるリスク」が価格交渉における懸念材料。

問.価格交渉において、懸念したことは何ですか（協議を申し込まなかった場合、）申し込まなかった理由は何ですか。

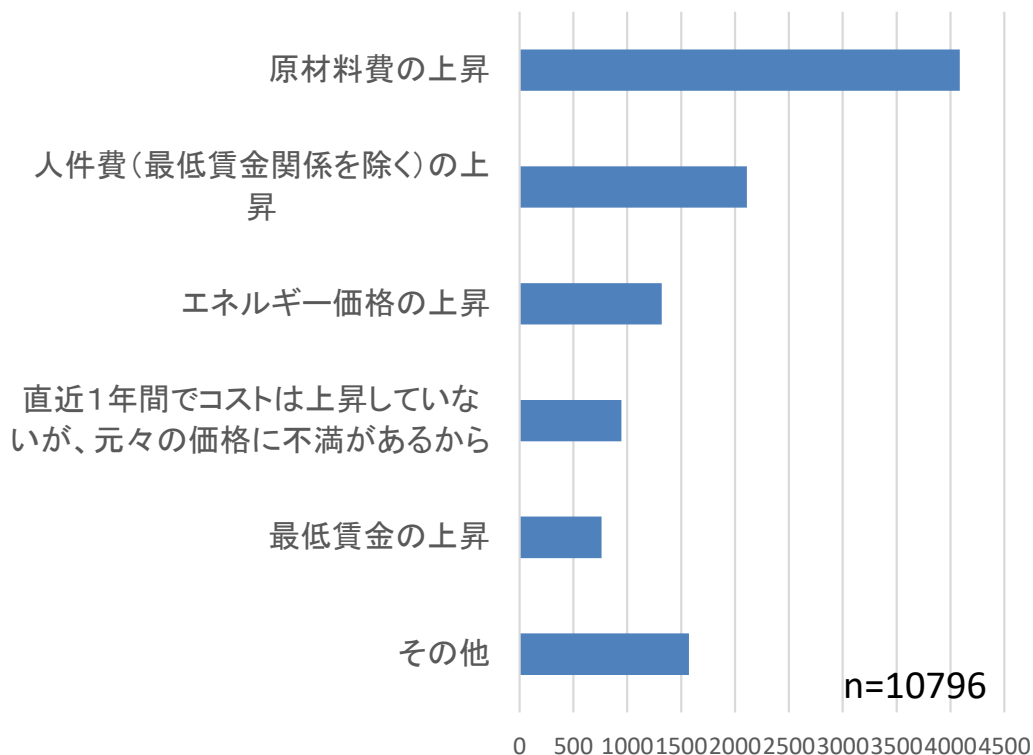


n=14369

6-6. コスト増加要因

最大のコスト増加の要因は、原材料費の上昇。

問.この時期に価格交渉を申し入れた理由は何ですか。/
(現在の価格に納得していないにもかかわらず価格交渉を申し入れていない事業者については、) 現在の価格に納得していない理由は何ですか。

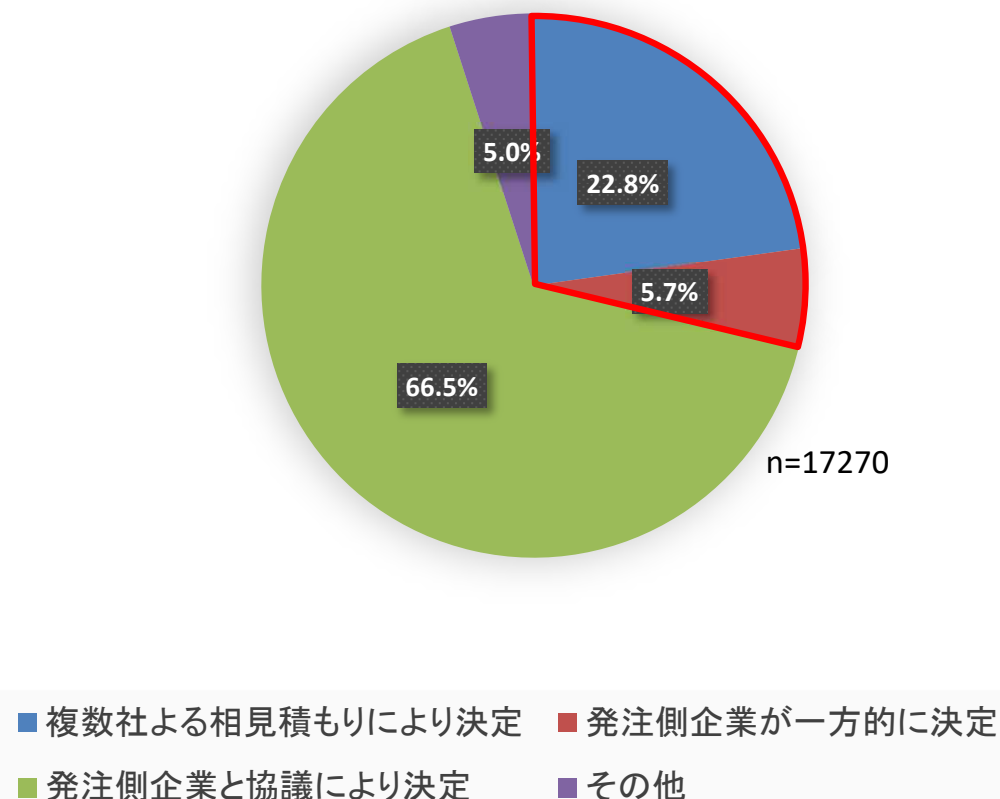


※発注側事業者から価格協議を申し込まれた場合は含んでいない。

価格決定方法

「発注側企業と協議」により価格決定する企業が多いが、一部「複数社の相見積もり」や「発注側の一方的決定」といった交渉余地なしのものもある。

問.貴社と発注側企業との通常の価格決定方法について、ご回答ください。



6-7. 業種別のランキング（価格転嫁の達成状況）

親事業者情報のうち、自主行動計画/業種別ガイドラインの策定業種16業種(※)について集計した結果は下記の通り。
価格転嫁の状況が相対的に良い業種は、金属、放送コンテンツ、化学、素形材、紙・紙加工など。
価格転嫁の状況が相対的に良くない業種は、トラック運送、印刷、自動車・自動車部品、建設、機械製造など。

【評価方法】

順位	業種
1位	金属
2位	放送コンテンツ
3位	化学
4位	素形材
5位	紙・紙加工
6位	食品製造
7位	情報サービス・ソフトウェア
8位	繊維
9位	電気・情報通信機器
10位	建材・住宅設備
11位	流通・小売
12位	機械製造
13位	建設
14位	自動車・自動車部品
15位	印刷
16位	トラック運送

n=12801

評価概要	・ 受注側企業からの回答に基づき、“発注側企業としての価格交渉への対応状況”の回答を 業種毎 に名寄せし、以下の方法で順位付け。											
	・ 価格転嫁の達成状況、価格交渉の協議状況の2問に対する回答を それぞれでスコアリング （10点満点で評価）											
	・ 当該回答のあった企業の属する業種毎の平均点（回答ベース）を算出し、 業種別に ランキング付け											
採点基準	問.直近1年間のコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。											
	<table><tr><td>10点</td><td>10割</td></tr><tr><td>8点</td><td>9～7割</td></tr><tr><td>5点</td><td>6～4割</td></tr><tr><td>2点</td><td>3～1割</td></tr><tr><td>0点</td><td>0割</td></tr><tr><td>-3点</td><td>マイナス (減価低減要請を受けた)</td></tr></table>	10点	10割	8点	9～7割	5点	6～4割	2点	3～1割	0点	0割	-3点
10点	10割											
8点	9～7割											
5点	6～4割											
2点	3～1割											
0点	0割											
-3点	マイナス (減価低減要請を受けた)											

※①令和3年9月時点でガイドラインが策定されていなかった「水産物・水産加工品」、「養殖」、②約束手形についてのみ自主行動計画が策定されている「金融業」、「商社」は除く。なお、「アニメーション制作」は「放送コンテンツ」に含む。またサンプル数が50以下の業種（航空宇宙、警備、広告）は除く。
*点数は各業界において複数のTierの数値を平均したものであり、その業種における代表的企業の評価を表すものではない

6-8. 業種別のランキング（価格交渉の協議状況）

親事業者情報のうち、自主行動計画/業種別ガイドラインの策定業種16業種(※)について集計した結果は下記の通り。
価格協議の状況が相対的に良い業種は、電気・情報通信機器、食品製造、建設、金属、情報サービス・ソフトウェアなど。
価格協議の状況が相対的に良くない業種は、トラック運送、印刷、放送コンテンツ、自動車・自動車部品、素形材など。

【評価方法】

順位	業種
1位	電気・情報通信機器
2位	食品製造
3位	建設
4位	金属
5位	情報サービス・ソフトウェア
6位	建材・住宅設備
7位	流通・小売
8位	化学
9位	紙・紙加工
10位	機械製造
11位	繊維
12位	素形材
13位	自動車・自動車部品
14位	放送コンテンツ
15位	印刷
16位	トラック運送

評価概要

- ・受注側企業からの回答に基づき、“発注側企業としての価格交渉への対応状況”の回答を**業種毎**に名寄せし、以下の方法で順位付け。
- ・価格転嫁の達成状況、価格交渉の協議状況の2問に対する回答を**それぞれでスコアリング**（10点満点で評価）
- ・当該回答のあった企業の属する業種毎の平均点（回答ベース）を算出し、**業種別に**ランキング付け

採点基準

問.直近1年における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、ご回答ください。

10点	協議を申し込み、話し合いに応じてもらった
10点	協議を申し込まれ、全部あるいは一部価格転嫁できた
5点	現在の価格に納得しており、協議を申し込まなかった
0点	協議を申し込まなかったが、現在の価格に納得していない
-5点	協議の申し込みを行ったが応じてもらえなかった
-10点	協議を申し込まれ、減額された。

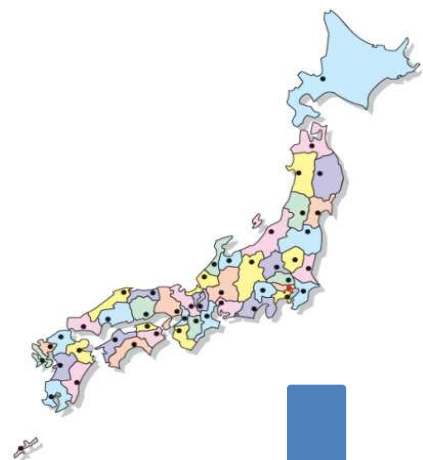
n=18051

※①令和3年9月時点でガイドラインが策定されていなかった「水産物・水産加工品」、「養殖」、②約束手形についてのみ自主行動計画が策定されている「金融業」、「商社」は除く。なお、「アニメーション制作」は「放送コンテンツ」に含む。またサンプル数が50以下の業種（航空宇宙、警備、広告）は除く。
*点数は各業界において複数のTierの数値を平均したものであり、その業種における代表的企業の評価を表すものではない

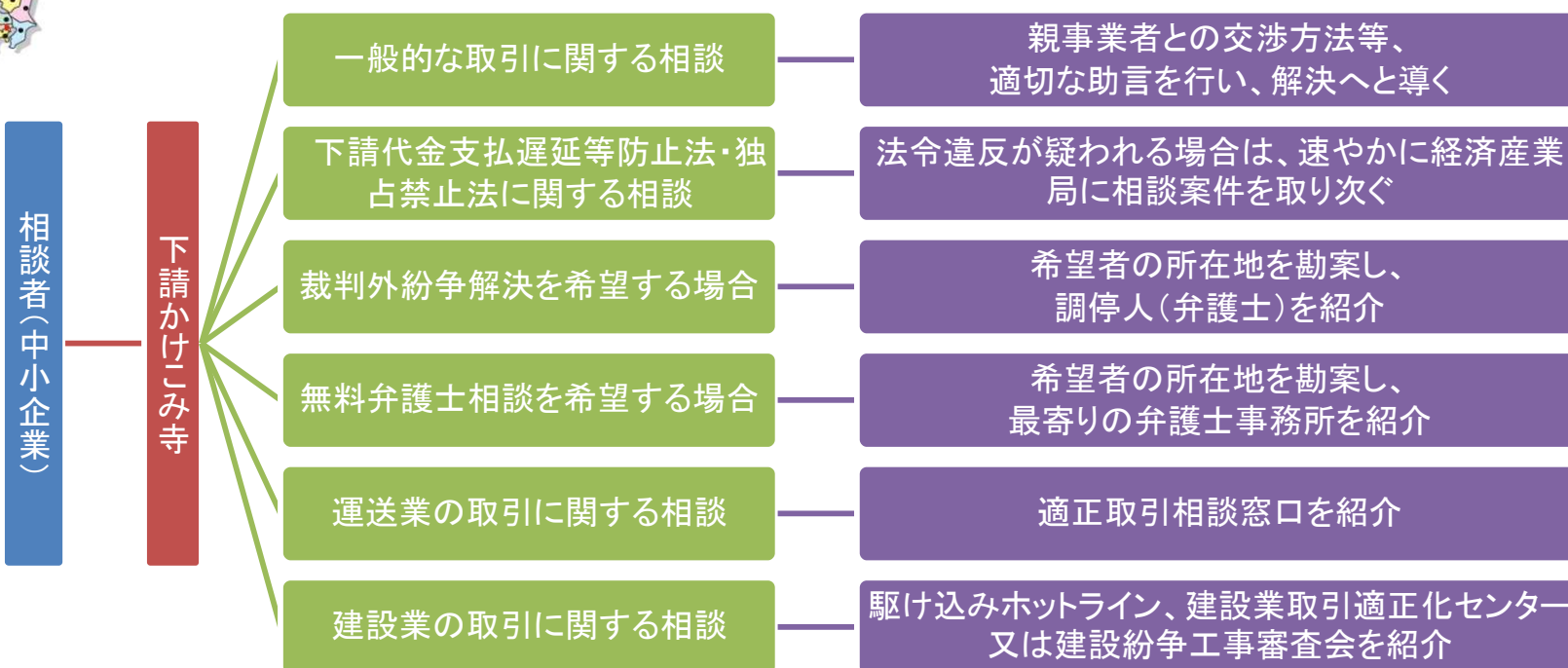
7. 下請かけこみ寺(相談窓口)

7-1. 下請かけこみ寺（事業内容）

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置しています。



企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。



7-2. 下請かけこみ寺（相談業務）

●相談員等による相談対応件数

	下請代金法 関係	建設業関係	運送業関係 (代金法除く)	その他	消費税関係	合計
平成25年度	858	1,075	153	2,896	-	4,982
平成26年度	898	1,170	159	3,149	97	5,473
平成27年度	678	1,295	175	3,613	64	5,825
平成28年度	812	1,395	204	4,130	42	6,583
平成29年度	997	1,560	211	4,055	15	6,838
平成30年度	1,151	1,814	365	5,018	33	8,381
令和元年度	1,058	1,891	482	5,945	74	9,450
令和2年度	1,107	933	281	7,329	77	9,727

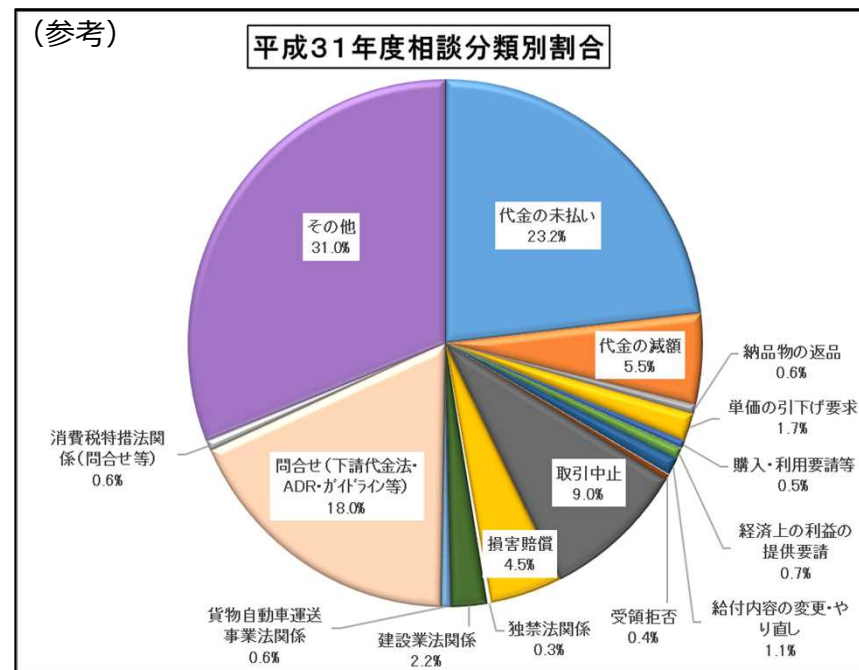
※「その他」には、下請代金支払遅延等防止法が適用されない中小企業同士のトラブル
の他、法令等に関する一般的な質問等も含まれる。

●弁護士無料相談件数

相談者の所在地に最も近い弁護士
（全国に500名超の弁護士を登録）を紹介、
弁護士が踏み込んだ相談対応を実施。

平成25年度相談件数 : 711件
 平成26年度相談件数 : 681件
 平成27年度相談件数 : 743件
 平成28年度相談件数 : 627件
 平成29年度相談件数 : 601件
 平成30年度相談件数 : 513件
 令和元年度相談件数 : 474件
 令和2年度相談件数 : 407件

(参考)



7-3. 下請かけこみ寺（裁判外紛争解決(ADR)手続き）

- 下請かけこみ寺では、取引関連の企業間トラブルを、裁判ではなく、**専門的な知識を有する公正な第三者（弁護士）による調停**によって、**簡易迅速に紛争を解決**
- **全国に約110名の弁護士を登録し、調停費用も無料**で実施

- 紛争当事者間の和解の仲介を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外に知れ渡ることはありません。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- 短期間で調停手続きが進められます。（一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。）
- 費用は無料です。

■ ADRの実績件数

平成25年度	： 32件	平成30年度	： 18件
平成26年度	： 9件	令和元年度	： 22件
平成27年度	： 17件	令和2年度	： 18件
平成28年度	： 21件		
平成29年度	： 14件		



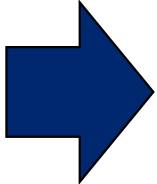
7-4.下請かけこみ寺活用事例

<事例①> 無料相談活用事例（歩引き）

【相談内容】

A社は、B社から繊維製品の加工を受託した。B社から「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて払うという通知が届き、一方的に承諾を求められ困っている。

【助言と解決例】



取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者が、下請事業者に責任がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても本法違反となる）のおそれがあることを踏まえ、B社と話し合ってはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、歩引きの要請は撤回され、現在も取引が継続している。

<事例②> ADR活用事例（代金未払い）

【相談内容】

A社は、B社から部品加工を請け負ったが、発注指示内容が明確でなかったため加工費用が30万円になった。B社にかかった費用を請求したが払ってもらえない。

【助言と解決例】



A社の申立に対してB社は、B社の指示通りに作業しなかったため高くなったと主張した。加工に要した費用の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い、2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として20万円を支払うことで和解が成立した。

8. 中小企業の受注機会確保に向けた取組について

8-1. 官公需の全体像

- 「官公需」とは、**国や地方公共団体等**が、**物品の購入**や、**サービスの提供を受けること**、**工事の発注**を行うこと。
- **国等**(省庁、独立行政法人、国立大学法人等)の**官公需総額は約 9.4 兆円**。
- **地方公共団体**の**官公需総額は約 16.6 兆円**。

【全体】

(令和2年度実績)

国等 (198機関) (9兆4,121億円)

【機関別 内訳】

国 (17機関) (5兆7,270億円)

60.8%

独法等 (181機関) (3兆6,851億円)

39.2%

【発注内容別 内訳】

物件 (2兆6,767億円)

28.4%

役務 (2兆6,715億円)

28.4%

工事 (4兆0,639億円)

43.2%

※備品、消耗品、印刷等

※情報サービス、通信運搬等

※道路整備、耐震補強、機械器具設置、標識・照明設置等

8-2. 官公需法*の概要

*「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」

- 国等が調達を行うに際し、**中小企業の受注機会の増大に努力**するよう定めた法律（昭和41年制定）。
- **毎年度**、中小企業向け契約目標額を定めた「**国等の契約の基本方針**」の閣議決定を実施。各府省はこの基本方針に即して、**それぞれの機関における「契約の方針」を作成**。（第4条及び第5条）
- **地方公共団体も、国に準じて取組を行うよう努める**こととされている。（第8条）

国等の官公需契約目標、契約実績の推移

【単位：億円・％】

年度	目標			実績		
	官公需総予算額	中小企業・小規模事業者向け目標額	比率	官公需総実績額	中小企業・小規模事業者向け実績額	比率
昭和41年	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
平成29年	69,347	38,185	55.1	74,951	38,251	51.0
平成30年	73,110	40,294	55.1	78,181	40,027	51.2
令和元年	78,710	43,369	55.1	82,664	44,750	54.1
令和2年	79,082	47,449	60.0	94,121	52,244	55.5

8-3. 令和3年度 国等の契約の基本方針の構成①

赤字部分：新規又は拡充

第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義

⇒最低賃金額の大幅な引上げが予定されていることから、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金法を遵守する義務を履行できるよう配慮する必要がある旨を明記。

2. 中小企業・小規模事業者向け契約目標

⇒中小企業者向け契約目標：比率61% 4兆8,240億円
新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、国等全体で61%を目指す。
新規中小企業者向け目標は、引き続き、3%を目指す。

3. 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

第2. 中小企業の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1)官公需相談窓口における相談対応
- (2)適正な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払
- (3)地域中小企業の適切な評価
- (4)適切な予定価格の作成
- (5)科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (6)官公需を通じた被災地域への支援

2. 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1)官公需相談窓口における相談対応
- (2)納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払
- (3)最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更
- (4)入札参加機会の確保のための柔軟な対応等
- (5)新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上

4. 官公需情報の提供の徹底

- (1)個別発注情報の提供と説明
- (2)官公需情報ポータルサイトによる情報提供の一括提供
- (3)官公需に関する相談体制の整備

5. 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- (1)総合評価落札方式の適切な活用
- (2)分離・分割発注の推進
- (3)適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4)調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5)知的財産権の取り扱いの明記
- (6)同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7)中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大
- (8)調達手続の簡素・合理化
- (9)地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

8-4. 令和3年度 国等の契約の基本方針の構成②

6. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者(概ね従業員5人以下)を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
- (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
- (7) 中小石油販売業者に対する配慮

⇒国等と災害協定を締結している地元中小石油販売事業者とは、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことが重要であるが、未だ災害時と平時が分断されている状況にある。そのため、具体的な石油販売事業者の選定方法を例示することにより、中小石油販売業者の受注機会の増大を促進する。

- (8) 創意工夫ある中小企業・小規模事業者の参入の促進
- (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保の周知
- (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

7. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

- (1) ダンピング防止推進の周知
- (2) 適切な予定価格の作成
- (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
- (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

⇒最低賃金額の大幅な引上げが予定されているが、官公需においては率先垂範する必要があることから、最低賃金引上げ分の転嫁の徹底を図る必要がある。そのため、国等は、最低賃金額の改定を踏まえ、受注者に対し契約金額に関して必要な確認を行い、受注者が最低賃金引上げ分を円滑に価格転嫁できるよう、柔軟に契約額の変更に応じることとする。

8. 地方公共団体への協力依頼

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況
- (3) 連携推進体制の活用

第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的事項

- (1) 新規中小企業者への配慮措置
- (2) 中小企業基盤整備機構の情報提供業務に関する措置
- (3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

2. 組合の活用に関する基本的事項

- (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大
- (2) 官公需適格組合の活用

第4. 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 基本方針の普及及び徹底等
- (2) 基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

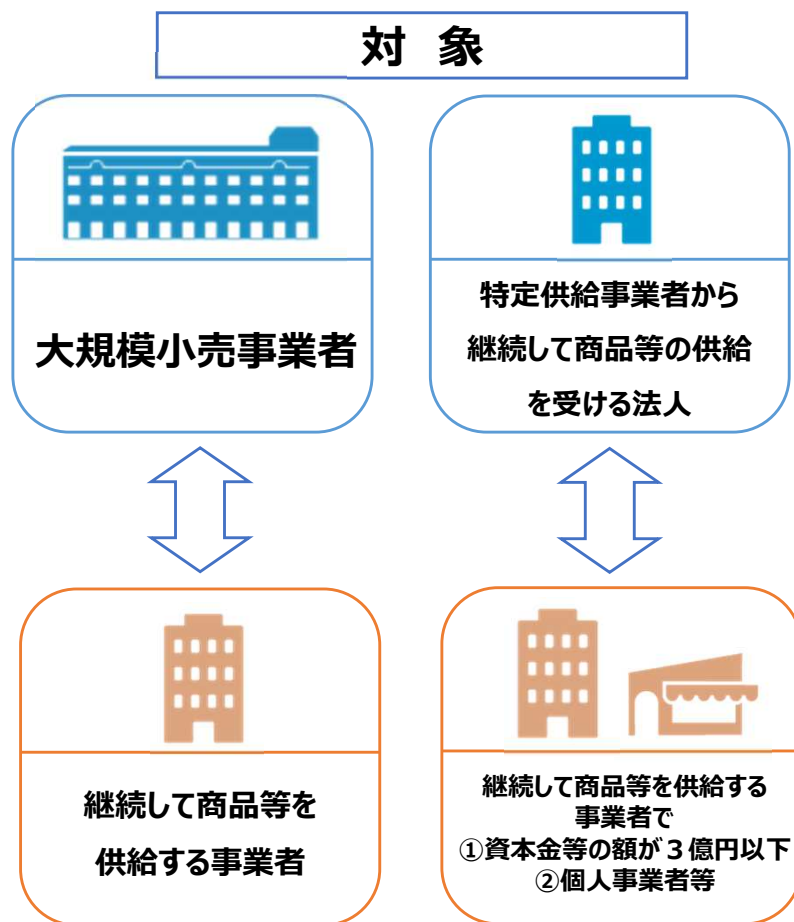
9. 消費税転嫁対策

9. 消費税転嫁対策特別措置法の概要

- 平成26年4月及び令和元年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的に、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるもの。
- 消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日をもって失効。経過措置規程(同法附則第2条第2項)により、同法の失効前に行われた転嫁拒否等の行為は、同法の失効後も監視・取締り等の対象。

1. 転嫁拒否等の行為の是正

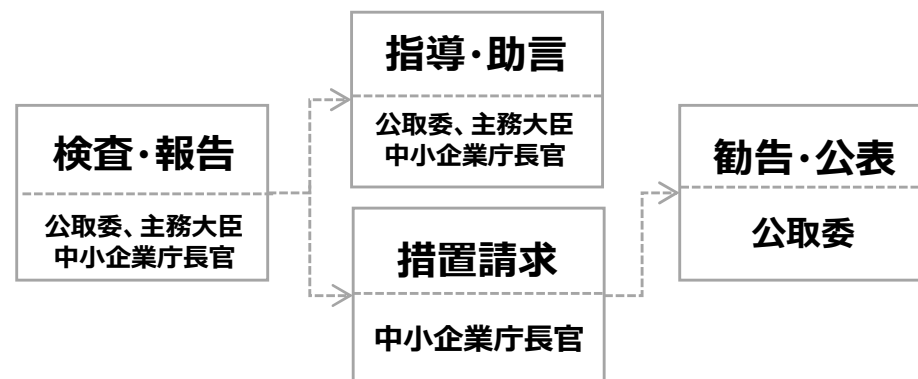
特定事業者（買手） 特定供給事業者（売手）



特定事業者に対して以下の行為を禁止



政府は検査・指導等を実施



10. 予算事業について

中小企業取引対策事業

令和4年度予算案額 **23.0億円（36.7億円）** ※うち、1.7億円はデジタル庁計上

事業の内容

事業目的・概要

- 長期化するコロナ禍や、原材料価格の高騰などのコスト上昇により、中小企業は厳しい状況を迎えています。
- このような状況下において、創出した付加価値の恩恵が着実に中小企業にもたらされるためには、サプライチェーン全体における取引環境の改善は重要です。また、賃金引上げに向けた環境整備のためにも重要です。
- 本事業では、「未来志向型の取引慣行に向けて」の5つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止）への対応のため、下請代金法に基づく書面調査や法執行に必要なシステムの構築・運用、相談窓口の整備、取引条件改善に向けた調査、取引適正化に関する広報等を実施します。
- 現在全国に120名配置している取引調査員（下請Gメン）の体制を令和4年度からは倍増（248名体制）することで、下請取引における実態把握等を強化します。
- また、消費税転嫁対策調査官（転嫁Gメン）による消費税転嫁拒否等の違反行為に対する厳正な監査・検査を行います。
- 加えて、国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大を図ります。

成果目標

- 受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合を70%以上となることを目指します。
- 受注側企業向け調査において「発注側事業者と協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

（中小企業取引適正化対策事業）



事業イメージ

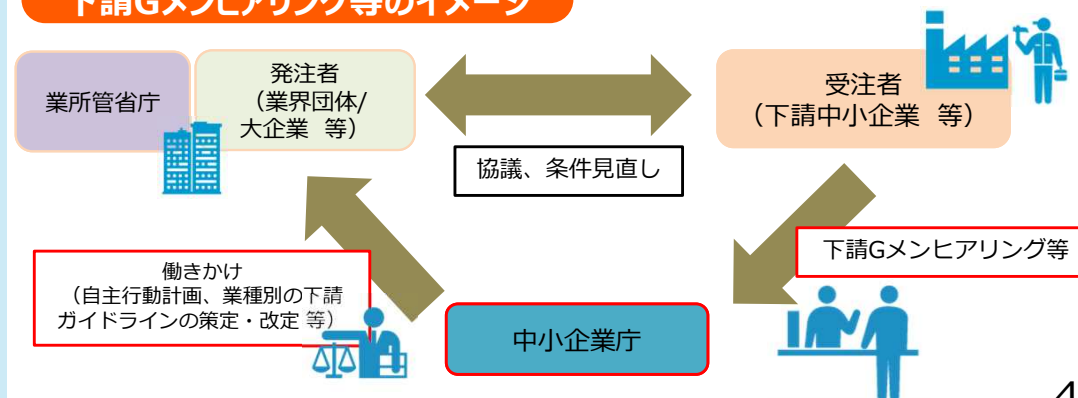
事業費

- 取引上の悩みについて無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営
- 下請法等に基づく書面調査の実施や法執行に必要なシステムの構築・運用
- 取引条件の改善状況、業界の商慣行等に関する調査の実施
- 下請Gメンや下請かけこみ寺など、取引適正化施策に関する広報の実施
- 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営

事務費

- 下請Gメンによる中小企業へのヒアリングを通じ、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例や問題事例、価格交渉の実態等について生声を収集し、下記の働きかけ等に活用します。
 - ① 業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による自主行動計画の策定・改訂に向けた働きかけ
 - ② 価格交渉等の取引実態を踏まえた施策の立案や業界団体等への改善に向けた働きかけ
 - ③ 下請代金法に基づく取締りの端緒情報等に活用 等
- 消費税転嫁拒否等の違反行為の是正のため、転嫁Gメンによる情報収集・取締り

下請Gメンヒアリング等のイメージ



取引適正化等推進事業

令和3年度補正予算案額 **8.0億円**

(1)、(2)中小企業庁 取引課
(3)中小企業庁 経営支援課

事業の内容

事業目的・概要

- 長期化するコロナ禍や、最低賃金の引上げを含む労務費の上昇、原油価格をはじめとしたエネルギー価格の高騰などによるコストの上昇により、中小企業は厳しい状況を迎えています。
- このような状況下において、創出した付加価値の恩恵が着実に中小企業にもたらされるよう親事業者との取引環境の改善や、中小企業自らの生産性向上を行うことは喫緊の課題です。
- 本事業では、(1)セミナー等を通じた中小企業の価格交渉力強化、(2)インボイス制度導入にかかる取引実態把握のための調査、(3)適正な受発注のデジタル化を促した上でのサプライチェーン全体での連携強化、等を通じて、発注側企業と受注側企業との間での取引の適正化や取引環境の改善に向けて取り組んでいきます。

成果目標

- 受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合が70%以上となることを目指します。
- 受注側企業向け調査において「発注側事業者と協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合が70%以上となることを目指します。
- 業界共通EDI策定業界において電子受発注システムの導入率が50%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間企業等

事業イメージ

(1)価格交渉サポート事業

- 価格交渉サポートセミナー等を通じた中小企業の価格交渉力強化
- 価格転嫁に関する状況調査
- 業界団体を通じた周知や徹底した広報による価格交渉の促進

(2)インボイス制度導入にかかる取引実態等調査

- インボイス制度導入にかかる取引実態把握のための調査
- 消費税転嫁状況の把握のためのモニタリング調査

(3)電子受発注システム普及促進に向けた実証事業

- 中小企業において活用しやすい業界共通EDIの策定及び当該EDIを策定するためのガイドラインの策定
- 中小企業の国内外の電子受発注実態調査
- 関係省庁や業界横断の会議体による実証成果を踏まえた適正な電子受発注の普及方策の検討



価格交渉促進月間ポスター
(令和3年9月実施)



価格交渉促進月間キックオフイベントの様子
(令和3年9月開催)